368.24MHzから368.56MHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	近畿総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
386.24MHzから386.56MHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	近畿総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
393.6MHzから394.3MHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	平成30年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
397.75MHzから398.5MHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	信越総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	東海総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	
411.935MHzから411.985MHzまで	北海道総合通信局管内	平成34年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。 徳島県及び香川県の区域を除く。
	九州総合通信局管内	平成34年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
412.345MHzから412.7875MHzまで	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
412.345MHzから413.2875MHzまで	沖縄総合通信事務所管内	平成34年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
412.472MHzから412.7875MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
412.8125MHzから413.2875MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
415.8MHzから416MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、460.3MHzから460.5MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、460.3MHzから460.5MHzまでの周波数の範囲と対とする。